

債務整理(1) —任意整理と特定調停—

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

任意整理

1. 任意整理とは

任意整理は、裁判所などの公的機関を利用せず、各債権者と個別に話し合い、債務額と支払方法を合意(和解)することを目的とする債務整理の方法です。

法律上の残金を確認して残債額を確定し、負債額に応じて弁済原資を各債権者に振り分け、分割または一括の返済案を提示して債権者ごとに和解を取り付けて、和解に従った弁済を実行して債務を完済します。

2. 任意整理のメリット

法律の定めに従って行わなければならない自己破産や個人再生等の法的整理と違い、任意整理では柔軟な対応が可能です。例えば、自己破産や個人再生では、原則としてすべての債務を債務整理の対象とする必要がありますが、任意整理の場合には、そのような決まりはありません。そのため、例えば、勤務先からの借入れは債務整理の対象としたくない場合、所有権留保付の自動車などの担保権の実行を避けたい場合、保証人への督促を回避したい場合などに、それ以外の負債についてのみ債務整理をすることも可能です。

3. 任意整理のデメリット

任意整理は、債権者と債務者が一対一の交渉をし、債務額や支払方法について合意して和解を成立させる方法です。したがって、債権者ごとに合意を得られなければ、任意整理は終了しません。大部分の債権者と和解ができて、1件の債権者が和解を拒み、例えば、訴訟提起等による給与差押えのなど危険が生ずれば、任意整理に

よる解決は困難または不可能になることもあります。だからといって、債権者の合意を得ようとするあまり、任意整理の対象となっている他の負債や、任意整理の対象から除外している負債についての支払いを視野に入れないまま、一部について無理な和解をすると、全体としての負債の支払いに困難を来すことになります。その意味で、個別交渉を前提としつつも、集団的債務整理の側面があることに注意が必要です。

4. 手続選択の目安

(1) 目安となる返済期間

任意整理では、和解に基づく金額を一定の期間支払い続ける必要がありますが、一般には、3年から5年で支払いを終える資力があるかどうか1つの目安になります。それ以上の長期の分割弁済案には難色を示す債権者が多く、債務者としても、長期間になると経済状況や生活状況に変化が生じる危険が大きくなるからです。特別な事情がある場合には、債権者に事情を説明することで、それより長期の分割和解が実現することもあります。そのような場合には、任意整理以外の方法も検討する必要があるでしょう。

なお、現在、大学生等の約半数が利用している独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金については、返済が苦しい事情がある場合、20年(240回)以内で、かつ月々の返済額が約定の割賦金以上となる内容で、分割払いの和解に応じる傾向があります。

(2) 返済能力の確認

任意整理を行う際は、実際に返済能力があるかを慎重に確認する必要があります。任意整理を希望する相談者は、毎月の支払可能額を多めに言う場合が少なくありませんが、これは、家計

の状況を正しく把握していないことや、返済と借入れを繰り返しているために実際の支払可能額を把握していないことなどによります。給与明細等を確認しつつ、家計の収支一覧表等を利用して必要な支出を確認する必要があります。支払いを続けられる家庭や職場、健康状態などの環境が整っていることも任意整理を成功させる大切な前提となります。

返済能力のチェックは、任意整理を弁護士、司法書士に依頼した後でも大切です。送金手数料を含めた返済予定額の積立てを行い、場合によっては、家計簿などによって家計の収支を確認するなどして、積立てが困難と思われる場合には、方針の変更を検討する必要があります。

5. 手続の基本的な流れ

任意整理は、基本的に次のような手順で行います。

(1) 受任通知と取引履歴の開示請求

弁護士、司法書士が任意整理を受任した場合、各債権者に対して受任通知を送り、取引履歴の開示を求めます。受任通知後、貸金業法の適用を受ける貸金業者は正当な理由なく債務者に請求をすることが禁止され、それ以外の業者も請求を控えます。

(2) 債務調査と和解案の提示

取引履歴が十分に開示されたら、法律上の債務額を明らかにします。利息制限法による引き直し計算が必要な場合はこの段階で行います。

法律上の債務額が確定したら、債務者の支払能力に応じた無理のない返済計画案を作成し、債権者に和解案の提示をします。これに関し、東京三弁護士会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会は、任意整理を処理する際の統一基準を定めており、原則として、次の方針で対応しています。

- ①当初よりすべての取引履歴が開示された後でなければ弁済案の提示はできない。
- ②利息制限法による元本充当計算を行い、最終取引日を基準に債権額を確定する。
- ③和解案の提示にあたっては、それまでの遅延損害金や将来の利息は付けない。

一括弁済案の場合、業者と債務者の状況などによっては、法律上の元本を下回る額での和解が成立することもあります。

調査の結果、過払金が確認された場合は、過払金を請求します。

(3) 業者との交渉、和解の成立

交渉により業者が和解案を受諾すると、和解書を取り交わし、和解が成立します。和解に基づく支払いを完了すると、債務整理が完了します。

特定調停

1. 特定調停とは

特定調停は、2000年に施行された特定調停法に基づく調停です。同法は、支払困難になった方についての金銭債務を調整する調停の特則で、それまでの民事調停法よりも債務者の経済的再生に役立つ工夫がなされています。特定調停の申立てができるのは債務者のみであり、債権者は申立てができません。

調停委員が双方の話を聞いてあっせんするため、当事者間よりも話がまとまりやすくなる、利息制限法を前提としたあっせんをするため妥当な解決ができる可能性がある、調停手続を取った通知を受けた後、クレジット・サラ金業者は正当な理由なく支払請求することを禁じられているなど利点があるため、弁護士、司法書士に任意整理を依頼できない債務者でも任意整理と同様の解決を得ることができます。

2. 従来の調停からの改善点

後に述べる移送や自庁処理の要件の緩和以外にも、特定調停では、従来の調停と比べ、次のような改善がなされています。

(1) 給与差押え等への対応

特定調停において、裁判所は、事件を特定調停によって解決することが相当であると認める場合で、特定調停の成立を不能にし、もしくは著しく困難にするおそれがあるとき、または特定調停の円滑な進行を妨げるおそれがあるときは、申立てにより、特定調停が終了するまでの間、現に継続している給与差押え等の民事執行手続の停止を命ずることができます。この執行停止に

は必ずしも担保を立てさせる必要はありませんが、これについては、各地の裁判所の運用状況を確認する必要があります。

民事執行手続の停止期間は、特定調停が終了するまでの間ですので、特定調停が終了または不調となった場合には、民事執行手続の停止も終了します。

(2) 取引履歴の開示

特定調停の相手方(貸金業者、クレジット会社など)は取引履歴を開示する義務があり、相当期間内に計算書と裏付書類を提出しなければなりません。提出しない場合には、調停委員会が文書提出命令を出すことができ、応じない場合は10万円以下の過料の制裁の対象となります。

3. 手続の基本的な流れ

(1) 特定調停申立

債務者が必要種類を添付して簡易裁判所に申し立てます。管轄についての特則はないため、原則として相手方の住所等を管轄する簡易裁判所が管轄となりますが、移送(裁判所が自分の所に係属している事件を他の裁判所に係属させること)や自庁処理(管轄以外の裁判所が自ら処理を行うこと)の要件が緩やかになっており、相手方に著しい不利益を与えない限りは、運用上、申立人(債務者)の選択を尊重しているようです。また、特定調停事件は、相手方ごとに別の事件として扱われますが、同一の申立人が複数の特定調停申立事件を同一の裁判所に有するときは、可能な限り併合して進められます。

(2) 調停申立ての通知と第1回調停期日の連絡

裁判所から相手方へ特定調停申立ての通知をします。また、申立てから2～3週間後、裁判所から申立人に第1回調停期日の連絡をします。

(3) 第1回調停期日

申立人のみを呼び出し、調停委員会が負債の状況や生活状況等を聞き取り、毎月の返済可能額を計算します。

(4) 第2回調停期日

第1回調停期日に算出した弁済可能額に基づいて具体的な返済計画を立て、調停委員会から申立人と相手方に対して調停条項案の提案を行

います。

(5) 特定調停の成立、調停に代わる決定

当事者双方が調停委員会から提示された調停条項に合意すると、特定調停が成立します。調停条項の内容は、特定調停の申立人である債務者の経済的再生に資するとの観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有するものでなければならず、例えば、債務者の返済能力を超えた返済計画は許されません。

裁判所は、調停が成立する見込みがない場合において、相当であると認めるときは、事件解決のために必要な決定をすることができます。これを「調停に代わる決定」といい、民事調停法17条に定められていることから「17条決定」とも呼ばれています。特定調停の実務では、相手方である債権者が欠席する場合に、便宜的に調停に代わる決定が多く利用されています。調停に代わる決定に対しては異議申立てができます。

(6) 調停成立の効果

調停が成立したときは調停調書に記載されます。調停調書と調停に代わる決定には、裁判上の和解と同じ効力があり、債務者がこれに基づく支払いをしない場合は、調停調書や調停に代わる決定をもとに給与差押えなどの強制執行が可能となるので、注意が必要です。

(7) 調停の不成立

調停委員会が提示した調停案に相手方が合意できないときには、調停に代わる決定がなされた場合以外は、調停は不成立となります。

4. 過払金の扱い

特定調停の中で相手方から申立人に対して過払金の支払いをすることを認めたケースはほとんどありません。特定調停は、債務の返済に窮している債務者の生活の立て直しのための制度であり、相手方からの過払金の回収を目的とするものではないからです。実務的には、将来の過払金返還請求の余地を残すため、「相互に債権債務は存在しない」という清算条項ではなく、「弁済により債務は既に存在しないことを確認する」などの調停案や和解に代わる決定が出されることが多くあります。